

ご来院の方々へ

当院では令和8年4月1日より、ベースアップ評価料(I)を算定します。

診療報酬改定では、医療従事者(医師以外)の待遇改善により、より良い医療を提供するために必要なもの

としてベースアップ評価料が新設されました。

これまで以上に質の高い医療サービスを提供し、患者様に安心して診療を受けていただける環境を

整えるため、ベースアップ評価料の算定を開始いたします。

患者様には、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。